

2022年9月

お客さま 各位

金沢信用金庫

「当座勘定規定」の改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、手形・小切手の交換決済開始による電子交換所への移行に伴い、2022年11月4日より下記の規定を改定させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 改定する規定

規定名
当座勘定規定（一般当座用）
当座勘定規定（専用約束手形口用）

2. 主な改定内容

- (1) 手形または小切手の振出しの有無等の確認について
- (2) 本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものは、当金庫に連絡する取扱いについて
- (3) 振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、および同期限経過後の取扱いについて
- (4) 電子交換所からダウンロードする画像（イメージデータ）により印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定について
- (5) 当座勘定規定（専用約束手形口用）の解約の条項について
- (6) 全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除について

○抜粋例：「当座勘定規定（一般当座用）」（手形・小切手の支払）条項を一部新設（下線部を新設）

なお、「当座勘定規定（専用約束手形口用）」（手形の支払）についても、同様の改定を行います。

第8条（手形・小切手の支払）

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。

○抜粋例：「当座勘定規定（一般当座用）」（手形・小切手用紙）条項を一部新設（下線部を新設）

なお、「当座勘定規定（専用約束手形口用）」（手形用紙）についても、同様の改定を行います。

第9条（手形・小切手用紙）

- (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。
- (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。
- (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
- (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

○抜粋例：「当座勘定規定（一般当座用）」（印鑑照合等）条項を一部追加（下線部を追加）

なお、「当座勘定規定（専用約束手形口用）」（印鑑照合等）についても、同様の改定を行います。

第18条（印鑑照合等）

- (1) 手形、小切手または諸届け書類等に使用された印影 （電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます） を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙 （電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます） を、相当の注意を持って第9条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

○抜粋例：「当座勘定規定（専用約束手形口用）」（解約）条項を変更（下線部を変更）

第23条（解約）

- (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第21条に違反した場合
 - ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ①当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (4) 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、本条第2項を除き、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信したときに解約されたものとします。
- (6) 手形用紙の交付枚数のいかんにかかわらず、毎年8月と2月の当金庫所定の日においてこの当座勘定の受払が6ヵ月間なかった場合には、取引はその日に終了するものとします。また、その所定の日において交付枚数のすべてが引落されている場合にも、同様とします。

- 抜粋例：「当座勘定規定（一般当座用）」（個人情報情報センターへの登録）条項を削除
なお、「当座勘定規定（専用約束手形口用）」（個人情報情報センターへの登録）について、同様の改定を行います。

~~第29条（個人情報情報センターへの登録）~~

~~個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。~~

~~①差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。~~

~~②手形交換所の取引停止処分を受けたとき。~~

~~③手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。~~

3. その他

改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。
ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口にお問い合わせください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

金沢信用金庫 事務部

事務統括グループ

TEL 076-231-0238

（平日 9：00～17：00）